

# 人権なら

2025年2月1日

第170号

NPOなら人権情報センター

●ひと・まち・生き生き

## 地域人権文化のシンボルに

### 30回目の三宅町生き生き交流祭を振り返る

第30回生き生き交流祭の振り返り会議が12月11日、三宅町あざさ苑であった。交流祭実行委メンバーが11月10日の交流祭について語り合った。



交流祭当日は天候に恵まれ、参加者も400人を超え、盛り上がった。とくに、パレスチナ紛争の現状や経緯についての西谷文和さんの講演(写真)は理解しやすく良かったとの声が多かった。

### 1992年から始め、町民らのおかげで継続

改善すべき課題としては、文化交流やバザーなどの時間配分やプログラム構成をめぐって混乱したこと。開催日程は時期的には気候面で最適だが、秋季行事と重なることを考え、出来る限り多くの人が参加しやすい方向で検討することなどの意見があった。

会議のあと、1992年から始めた交流祭の懐かしい映像を鑑賞した。第1回は部落解放交流祭として三宅小学校で開催。部落解放同盟組織の混乱時期でもあり、組織の団結と交流を深めるため、県下各支部の人々が参加。賑やかな会だったことが思い出された。

### 「やさしさとぬくもりのある社会をめざす」

部落解放交流祭は、このときの思いを絶やしてはいけないと上但馬支部主催で2002年まで実施。2003年からは三宅町の委託事業として取り組んできた。名称は「生き生き交流祭」に変更。以降、誰もの人権が尊重され、安心して暮らせる地域社会の創造を実現するための事業として続けてきた。

「やさしさとぬくもりのある社会をめざす」をテーマにした交流祭が長年続けてこれたのは、支えてくれるボランティアや、参加してくれる多くの町民のおかげである。



今回、30回の節目を迎えられたが、今後も人権を考え、人権の大切さを町民と確認し合える三宅町人権文化のシンボルにしていくことを確認した。

\*\*\*\*\*

## 確定申告相談会のお知らせ

奈良県中小企業者協会は2月26日から3月10日まで2024年分確定申告相談会を開く。いずれも午前9時20分から、午後は1時20分から、三宅町あざさ苑で。会場では「共済相談会」も実施。現在、加入しているマイカー保険、地震保険、生命保険などの証書の持参を見積もりした人には、粗品を進呈。

月日	曜	対象郡市町
2月26日	水	川西町、三宅町
27日	木	田原本町
28日	金	
3月3日	月	奈良市
4日	火	桜井市、天理市
5日	水	天理市
6日	木	大和高田市、御所市、葛城市、香芝市、五條市、宇陀市、北葛城郡
7日	金	大和郡山市、他府県
10日	月	生駒市・生駒郡、橿原市

## 菊池事件の再審を求める

### 「架け橋 長島-奈良を結ぶ会」が学習会

「架け橋 長島-奈良を結ぶ会」は12月22日、県社会福祉総合センターで「菊池事件の再審を求める」学習会を開いた。30人が参加した。

菊池事件は1951年、熊本県菊池郡で起きた爆破事件および殺人事件。役場衛生課職員A宅でダイナマイトが破裂。Aが軽傷を負った。

Aによりハンセン病患者として報告されたFさんが犯人として逮捕され、裁判で懲役10年の判決を受けた。絶望したFさんは一目家族に会おうと脱獄。その渦中で、Aが殺害された。「Fが犯人に違いない」という見込み捜査の中、Fさんは警官に銃撃され、重傷のまま逮捕された。



### 3度にわたる再審請求を棄却し死刑を執行

審理は最高裁決定により、療養所に設置した「特別法廷」で実施。裁判官、検察官、弁護士らは感染を恐れ、白い予防服とゴム長靴を着用。ゴム手袋をはめて証拠物を扱い、調書をめくるのに火箸を使った。

取り調べも銃弾が貫通した腕の痛みを無視して行われた。調書で最初、凶器は鎌としたが、検視の結果、短刀に変えた。Fさんは3度にわたり再審請求。だが、1962年、請求棄却の翌日、死刑執行された。

### 憲法的再審請求権を行使し第4次再審請求

熊本地裁は2020年2月26日、「特別法廷での審理は人格権を侵害し、患者であることを理由とした不合理な差別で、憲法に違反する」との判断を示した。

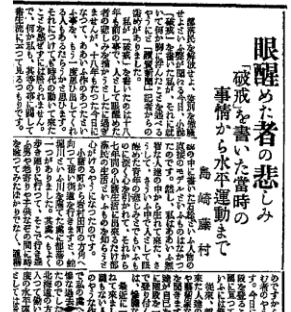
憲法違反ならば、当然、再審事由に該当するとして、憲法の請願権を行使。主権者1205人が再審請求した。Fさん遺族も続いた。同地裁は2024年7月、憲法判断には触れないとして、検察、弁護団との三者協議に応じた。参加者は支援の輪を広げると確認した。

## 「丑松の土下座」を巡り議論

### 柚岡正禎さんが部落問題交流会で話題提供

部落問題交流会・事務局会議が1月17日、京都市内であった。柚岡正禎さんが島崎藤村『破戒』で描かれた「丑松の土下座はなぜ我々の胸を衝くのか」について話題提供した。

破戒の主人公、瀬川丑松は自分の出生の秘密を告白するとき、生徒たちに教室で土下座して詫びた。その姿があまりにも卑屈だとして、部落解放運動の中で「丑松思想」だとまで揶揄されたことがあった。



### 部落/被差別の両側の関係を描写する『破戒』

柚岡さんは、史料(写真)として1923年4月4日付読売新聞を示し、3つの論点を紹介。1つは、藤村が父の戒めを破り、出自の告白をした丑松の悲しみを「目覚めた者の悲しみ」と呼んだ点。2つは、被差別の側に置かれた人たちの深く傷ついた被差別感情について。3つは、婉曲な言い方で「今度の水平社の運動というものに就いて」と、明確に距離を取っていること。

『破戒』は近代日本に固有な部落/非部落の両側の関係を鮮やかに描写している。「つまり、すでに互いに他を前提にした(近代の)反射関係にある」と。「同和はこわい考」で問題とした領域とも重なると感じた。

### 時代で転化する差別意識をどう掴むのか

最後のテーマ「近代部落〈はじまり〉への問い」、丑松の土下座はなぜ我々の胸を衝くのか。それは丑松の告白により、これまでの古い身分差別意識で「新平民」を視ていた人たちが、その古い意識から脱却・反省を迫られるから。つまり、いつの頃か、前近代の古い身分差別意識が近代の新しい差別意識に転化したと想定されるとの見解だ。その時代の部落差別意識をどう掴むのかをめぐる興味深い報告だった。

## 発達障害ってなんだろう？

### 大西和幸さんが河合町人権学習講座で講演

第4回河合町人権学習講座が12月6日、中央公民館であった。田原本町にある奈良県発達障害者支援センター「でいあー」の大西和幸さんが「発達障害ってなんだろう？」と題して講演した=写真。



同センターは県内在住の発達障害のある本人、家族、関係施設・機関の職員を利用対象として、相談事業、発達・就労支援事業、普及・啓発及び研修事業、関係機関との連携事業を行っている。

発達障害は脳の中樞神経系の機能障害で認知・学習・行動・対人関係・社会性などの発達に偏りが生じている状態。自閉スペクトラム症(ASD)は人との関わりやコミュニケーションが苦手興味や行動への強いこだわりと、感覚の偏りや独特な認知が特徴だ。

### 対応にはコミュニケーションの工夫が大切

注意欠陥多動症(ADHD)は不注意、多動性、衝動性が特徴。限局性学習症(LD)は良くできる所と苦手な所の差が大きく、通常みられないような特異な誤りや理解の困難がみられるのが特徴だ。



発達障害の人への対応は様々な特性を知り、感じ取り方が違うことを知る。わかりやすく伝える。行動の背景を想像する。関わり方を変えるのが基本という。

具体的には事象をどう受け取ったのか。どの部分でつまづいているのか。敏感な人か鈍感な人かなど、感じ方に違いがあることを理解する。あいまいな指示で混乱することがないように具体的に伝える工夫を行う。

トラブルを起こす「困った子」ではなく、理解と支援を必要とする「困っている子」へと視点を変える。好ましい行動に注目し、良い循環をつくる。そのためにもコミュニケーションの工夫が大切だと語った。

## わいわいするのって楽しいね！

### 12月は「わいわい食堂」で子ども居場所づくり

子どもの居場所づくりとして、12月13日、三宅町あざさ苑で「わいわい食堂」を行いました。メニューは豚汁とごはん、コロッケとフルーツヨーグルト。参加者は小学生14人・中学生15人・高校生6人・子どもサポーターとして大人10人の計45人でした=写真。

今回は、「夕ご飯をみんなで食べよう！」と、2階の研修室を利用しました。子どもたちは、いつも来てくれているので段取りなどはわかってきています。机やイスを準備したり、机を拭いたり、お手伝いをしてくれる姿がありました。配膳は、いつものように中学生にお任せしています。自分たちで工夫しながらすすめてくれるので、信頼して任せられます。



### いろんな形でつながっている参加者たち

参加してくれる人たちは、いろんな形でつながっています。学童保育で一緒だったり、食堂の開催で参加してくれるようになったり、「つくってあそぼう」に参加してくれた人だったり、ご近所さんだったり、知り合いのお孫さんだったり…。少しずつ広がっています。参加したときに顔見知りになって、言葉を交わし、つながっていければ…、と思います。

全員で「いただきます」をして食べました。座る席も譲り合いました。グループごとに、1枚のお皿にコロッケを入れて、取り合いました。中高校生は、食事がそろっているかなど、小学生に気をかけていました。

少し窮屈でしたが、おしゃべりもはずみ、あちこちで笑顔もうかがえました。後片付けもみんなでやりました。2025年も、いろんな人の理解と協力をえながら、ほっこりできる「居場所」として、いろんな子どもが参加できるよう、試行錯誤し継続していきたい。そして、子どもも大人も、少しでも元気になれるといいなあ、と思っています。(子どもの居場所づくりをつくろう会・山本薫)

## 優生保護法問題の解決に向けて

### 補償法が1月17日に施行。直前に院内集会

旧優生保護法訴訟は昨年7月3日、原告が勝訴した。最高裁が同法を違憲と認めたのだ。結果、原告と国との和解も少しずつ進んできた。基本合意書も国との間で締結。新しい補償法が1月17日に施行した。

補償法は優生手術をされた被害者と、その配偶者、望まない人工妊娠中絶をされた人に補償金を支給するものだ。申請のため、弁護士に無料相談できる仕組みも作られた。

原告らは裁判に勝つことはもちろん、裁判のその先、被害の救済や、優性思想など差別のない世の中になることを考えてきた。

### 被害者全員に届けるためには多くの課題が

この問題の全面解決に向けて、補償法施行直前の1月14日、衆院議員会館で院内集会があった。集会は議員のあいさつから始まった。一言目は謝罪だった。最高裁判決が確定したからこそ、謝罪ができるのでは。

#### 編集後記 ☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

米大統領にトランプが返り咲いた。選挙戦で「MAGA(米国を再び偉大に)」「貧者の味方」を掲げ、人々の心を掴んだ。取り残された人々の不満の受け皿となったのだ。近年の米国には彼を産む土壌があった。知性も理性もない言動がうけ、移民排斥、関税引き上げ、デマ・フェイクの偽情報に陶醉。議会襲撃などの犯罪歴は不問にした。人々は力とカネの支配を求めたが、恩恵は富裕層に及ぶだけ。多様性の否定、気候変動対策の逆戻り、保護主義政策は即、跳ね返る。他国への恫喝や威嚇も同じ。国際社会は混迷し、米国離れが進むだけ。対米従属の日本も向き合い方が問われる。「米国第一」外交で一層の軍拡を強要されそう。この際、脱米国の道を歩むべきだ。

「今さら…。もっと早く聞きたかった」と感じた。

続いて、補償法の概要と、この法律を被害者全員に届けるために何が必要か、が話された。



被害者の特定や個別通知による報せが求められる。精神障害者には、長期入院のために社会状況が分からず、この問題を知らない人がたくさんいるのでは。知的障害者には、本人が理解できるように分かりやすく伝えるにはどうしたらよいか。(写真はひまわりの家で集会をオンライン視聴の様子)

### 当事者の声を聴き、被害の検証が必要に

一緒に参加した西本さんと美馬さんは話を聞いて、「難しいなあ」「事務局会議よりも頭パンパン」と言っていた。ピープルファーストの仲間が「そういうことか」と分かる方法は何だろう、と思いつきながら聞いていた。

最後に、どうして優生保護法ができて、優生思想が社会にどんな影響を与えたのか。優生思想によって私たちに根付いてしまった差別や偏見には、どんなものがあるのか。それがどのような形で現在まで続いているのか。こうした被害の歴史の検証が、これから差別や偏見のない社会になるために必要なことだ。そして、被害の検証には、当事者の声を聴くことが大切だということが話された。共感しながら聴いた。

私たちが当事者の声に耳を傾け、身近な人と差別や偏見について話し合い、自分自身を振り返る機会をもってみてはどうか。全面解決までもう少し？ ピープルファーストとして私たちにできることはないかなあ、と考えている。(ひまわりの家支援員・西村知与)

#### ニュースレター「人権なら」

発行:NPO法人なら人権情報センター  
〒636-0223

奈良県磯城郡田原本町鍵301-1

TEL:0744-33-8585/FAX:0744-32-8833

E-mail: info@nponara.or.jp

http://www.nponara.or.jp/